

(3) 感染症患者等入院医療機関設備整備事業

事業概要	感染症患者等入院医療機関において、入院患者に対する医療を提供するために必要となる病床及び医療資機材等の整備に要する経費を補助する。
補助事業者	感染症患者等入院医療機関
基準額	<p>(ア) 初度設備費 1床当たり 133,000円</p> <p>(イ) 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円</p> <p>(ウ) 個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(エ) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</p> <p>(オ) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円</p> <p>(キ) 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額</p>
補助対象経費	<p>受入医療機関が対象設備を整備するための初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用品（消耗品）及び備品購入費</p> <p>(イ) 人工呼吸器及び付帯する備品</p> <p>(ウ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※ 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を下記に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>(エ) 簡易陰圧装置</p> <p>(オ) 簡易ベッド</p> <p>(カ) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p> <p>(キ) 簡易病室及び付帯する備品</p> <p>※ 簡易病室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型</p>

	コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。
補助率	10/10
補助金額	次により算定された額とする。 1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

※参考 個人防護具に関する規格参考例

種別	規格参考例
マスク	<p>感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。</p> <p>顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りとは後頭部を押さえる構造である。</p> <p>鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。</p>
ゴーグル	<p>防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。</p>
ガウン	<p>耐水性のある不織布素材である。</p> <p>長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。</p> <p>業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有する。</p>

グローブ	<p>水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。</p> <p>手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。</p>
キャップ	<p>毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。</p> <p>マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。</p> <p>不織布素材であること。</p>
フェイスシールド	<p>防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着可能である。</p>